平成２３年（フ）第４２１８号
大阪市生野区巽東３－７－６　カーサ・ステラロッサ403、住民票上の住所大阪府八尾市南小阪合町２丁目７番38―403号
債務者　松本　　寛
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２２５号
大阪市生野区巽中４丁目11番27―204号
債務者　古賀　眞弓（旧姓冨岡）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２３９号
大阪市東淀川区大桐４丁目２番41号　パークサイドテラス602号
債務者　東野　英嗣
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２６２号
大阪市都島区御幸町２丁目１番９号
債務者　川野　清美
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７１号
大阪府摂津市千里丘東２丁目15番33―103号
債務者　本井　　充
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２８５号
大阪市城東区中央２丁目１番31―402号
債務者　森　　雅継
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２８７号
大阪府豊中市南桜塚４丁目３番15―102号
債務者　堀　　泉
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３０５号
大阪市西成区天下茶屋３丁目10番５号　七福パンション26号
債務者　金高　大介
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１２号
大阪市生野区舎利寺２丁目２番３号　吉備マンション103、前住所大阪市生野区生野西３丁目５番30号
債務者　岡本　達代
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３８８号
大阪府箕面市牧落１丁目13番４号
債務者　山元美惠子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９８号
大阪府交野市私部８丁目16番10―７号
債務者　寺本　信次（旧姓木村・阿部）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４０７号
大阪府豊中市日出町１丁目６番13号
債務者　中村　庄次
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５４号
大阪市東淀川区東淡路３丁目５番10―204号
債務者　勝瀬　伸吾
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７６号
大阪市此花区北港白津２丁目１―56、住民票上の住所大阪市中央区日本橋１丁目25番10号504
債務者　下形　一誠
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７８号
大阪府茨木市橋の内３丁目１番14号
債務者　森橋とも子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７９号
大阪府茨木市橋の内３丁目１番14号
債務者　森橋万里子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８５号
大阪市平野区加美南２丁目６番11号　メイプルハウス加美Ｄ―101
債務者　谷　　昌代
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部